

第 10 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和 6 年 10 月 16 日（水）午前 10 時 00 分

場 所 津市上下水道庁舎 2 階 大会議室

出席部会委員 1 小澤 哲男・2 川邊 千秋・3 下井 弘 ・4 田村 明
8 喜多 義幸・9 竹尾 泰 ・10 田中 茂人・11 清水 喜代己
12 平松 崇己・13 横山 光次・19 太田 義政・23 水谷 隆
以上 12 名

欠席委員 5 若林 卓哉・21 坂野 大徹

出席部会員外委員

議長 第 1 農地部会長 太田 義政

事務局職員 野村事務局長・加賀次長・和田主査

総合支所 河芸：本郷副主幹 芸濃：柴田担当副主幹
香良洲：中山担当主幹

議事録署名者 1 小澤 哲男・23 水谷 隆

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（所有権移転）
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について（賃貸借権）
報告第 6 号 買受適格証明願について
報告第 7 号 農地所有適格法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権移転）
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（賃貸借権）
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（使用貸借）
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について（地上権）
議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）
附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定について〈別冊〉

議 事 の 大 要

議 長	それでは第10回第1農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は、5番 若林 卓哉委員、21番 坂野 大徹委員の2名で、出席委員は12名です。 それでは、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。 1番 小澤 哲男委員、23番 水谷 隆委員よろしくお願いします。 それでは初めに、会長専決の報告事項に入ります。 事務局の説明をお願いします。
事 務 局	まず、議案を説明させていただく前に、恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いいたします。 24ページをご覧ください。議案第1号 番号5の案件につきまして、取下願いが提出されましたので、削除をお願いします。 また、この削除に伴い、25ページの下合計欄について、合計23筆を22筆に、計15,827㎡を14,744㎡に、そして畑8,626㎡を7,543㎡に訂正をお願いします。 続きまして、29ページをご覧ください。議案第3号 番号11の案件につきまして、受人の名前 _____について、名前の漢字を「_____」から「_____」に訂正をお願いします。 続きまして、32ページをご覧ください。議案第5号 番号3の案件につきまして、取下げ願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。 また、この削除に伴い、32ページ下の合計欄について、合計3筆を2筆に、計1,001㎡を463㎡に、そして畑1,001㎡を463㎡に訂正をお願いします。 訂正は以上になります。 それでは、議案書の1ページから2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。 番号1から6で、件数は6件、合計面積は14,161㎡で、すべて田でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 3ページから16ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について、でございます。 番号1から17で、件数は17件、合計面積は91,753.23㎡で、その内訳は田が66,051.61㎡、畑が25,556.62㎡、その他が145㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が農地以外になっているところは、無断転用の可能性がありますので、届出人に対して指導しております。

17ページをお願いします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

番号1 住宅用敷地

番号2 共同住宅用地

番号3 一般個人住宅用地

番号4 一般個人住宅用地

以上、件数は4件、合計面積は809㎡で、全て畑でございます。

18ページから19ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）、でございます。

番号1 貸駐車場用地

番号2 駐車場用地

番号3 宅地分譲用地

番号4 駐車場用地

番号5 建物敷地用地

番号6 一般個人住宅用地

番号7 駐車場・資材置場用地

以上、件数は7件、合計面積は5,705.30㎡で、その内訳は田が2,126.30㎡、畑が3,579㎡でございます。

20ページをお願いします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）、でございます。

番号1 工事用仮設事務所敷地（一時転用）

番号2 資材置場用地（一時転用）

以上、件数は2件、合計面積は851㎡で、全て田でございます。

21ページをお願いします。

報告第6号 買受適格証明願について、でございます。

番号1 宅地分譲（3区画）

これにつきましては、津地方裁判所が行う不動産競売に参加するための証明願であり、対象農地が市街化区域内でありますことから、農地法第5条の届出が添付されております。

以上、合計件数1件、合計面積は79㎡で、全て畑でございます。

22ページをお願いします。

報告第7号 農地所有適格法人の定期報告について、でございます。

番号1 _____、主たる耕作物 家禽ヒナ、耕作面積 田で1.2ha、畑が0.5で、合計 1.7ha。

以上件数は1件で、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件のすべてを満たしております。

報告案件は以上です。

議長 それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、23ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）、でございます。

番号1、地区 神戸、申請地 神戸上はんの木____、登記地目・現況地目とも畑、面積 2,975㎡、受人 _____、面積 575㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号2、地区 豊津、申請地 河芸町中別保貝裏____、登記地目 田、現況地目 畑、面積 314㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号3、地区 上野、申請地 河芸町久知野安場____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,201㎡ 外11筆、合計面積 7,183㎡、受人 _____、面積 15,053㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

24ページをお願いします。

番号4、地区 黒田、申請地 河芸町赤部北浦____、登記地目・現況地目とも田、面積 767㎡、受人 _____、面積 7,171㎡、渡人 _____。

譲受理由は、営農拡大のため、譲渡理由は、労力不足のためです。

番号6、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲____、登記地目・現況地目とも畑、面積 528㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号7、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲____、登記地目・現況地目とも畑、面積 935㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号8、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲____、登記地目・現況地目とも畑、面積 499㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。

譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

25ページをお願いします。

番号9、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲____、登記地目・現況

地目とも畑、面積 499㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号10、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲_____
況地目とも田、面積 456㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

番号11、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲_____
況地目とも畑、面積 370㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、耕作不便のためです。

番号12、地区 香良洲、申請地 香良洲町前ノ洲_____
況地目とも田、面積 218㎡、受人 _____、面積 0㎡、渡人 _____。
譲受理由は、新規営農のため、譲渡理由は、高齢化による労力不足のためです。

以上、件数は11件、合計面積は14,744㎡で、このうち田が7,201㎡、畑が7,543㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 神戸、お願いします。

小澤委員 1番小澤です。問題ありませんので、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2、地区 豊津、番号3、地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。2番、3番とも事務局の説明通り問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号4、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番北です。問題ありませんのでよろしくお願いいたします。

議 長 番号6から番号12 地区 香良洲、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般、関係者と現地確認をしまして、全部開墾して、その後にブルーベリーを作るそうです。問題なしということでよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。番号1から番号12について、地元委員さんから

異議のない旨の発言がありました。

皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 それでは異議なしと認め、議案第1号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局 26ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、でございます。

番号1、地区 高茶屋、申請地 高茶屋小森町瓦ヶ野____、登記地目・現況地目とも畑、面積 430㎡ 外2筆、合計面積 870㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を多機能事業所用地とするものです。

都計法43条との同時許可となります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 上野、申請地 河芸町久知野安場____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 118㎡ 外1筆、合計面積 189㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和40年頃から山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 上野、申請地 河芸町久知野古里____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 241㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。

昭和40年頃から宅地・倉庫に転用した旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 上野、申請地 河芸町久知野追ヶ沢____、登記地目 畑、現況地目 山林、面積 72㎡、申請者 _____。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和40年頃から山林にした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、面積は1,372㎡で、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第4条第6項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般関係者と現地確認いたしました。特に問題ありません。

議 長 番号2から番号4 地区 上野、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。2番、3番、4番、事務局の説明通り何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号1から番号4について、地元委員さんから、異議なしでございました。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第2号について、許可をすることに決定いたします。

次に議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 27ページをお願いします。
議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。
番号1、地区 高茶屋、申請地 城山三丁目____、登記地目・現況地目とも畑、面積 78㎡ 外2筆、合計面積 250㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を駐車場、運動場用地とするものです。

平成16年頃から砂利を入れて通路用地としていた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 安東、申請地 安東町稲角____、登記地目・現況地目とも畑、面積 1,067㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、407.04㎡、パネル設置率は、38.15%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 安東、申請地 河辺町尼ヶ岡____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,159㎡ 外3筆、合計面積 3,797㎡、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、4,904.56㎡、パネル設置率は、52.58%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 一身田、申請地 一身田大古曾奥池ノ下____、登記地目・現況地目とも田、面積 1, 114 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.38 m²、パネル設置率は、38.36%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

28ページをお願いします。

番号5、地区 黒田、申請地 河芸町三行大門____、登記地目・現況地目とも田、面積 760 m² 外4筆、合計面積 1,356 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.33 m²、パネル設置率は、32%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 雲林院、申請地 芸濃町雲林院北川原____、登記地目・現況地目とも田、面積 893 m²、受人 ____、渡人 ____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、438.5 m²、パネル設置率は、49%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明、申請地 芸濃町中縄山新田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 978 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、457.9 m²、パネル設置率は、46.8%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明、申請地 芸濃町楠原久保垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 1,309 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、356.16 m²、パネル設置率は、27.2%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 明、申請地 芸濃町楠原久保垣内____、登記地目・現況地目とも田、面積 897 m²、受人 ____、渡人 ____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、360.27 m²、パネル設置率は、40.16%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

29ページをお願いします。

番号10、地区 明、申請地 芸濃町林切畑____、登記地目・現況地目とも畑、面積 608 m² 外2筆、合計面積 1,430 m²、受人 ____、渡人 ____。

渡人 _____ 外2名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、464.98㎡、パネル設置率は、32.51%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 棕本、申請地 芸濃町棕本八幡前____、登記地目 田、
現況地目 畑、面積 628㎡ 外1筆、合計面積 1,877㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、427.39㎡、パネル設置率は、22.7%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号12、地区 明合、申請地 安濃町田端上野北浦____、登記地目・
現況地目とも畑、面積 280㎡ 外1筆、合計面積 306㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を進入路、駐車場用地とするものです。

平成22年頃から進入路および物置として転用していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号13、地区 明合、申請地 安濃町田端上野西観____、登記地目・
現況地目とも畑、面積 419㎡ 外4筆、合計面積 1,640㎡、受人 _____、渡人 _____ 外3名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.33㎡、パネル設置率は、26.36%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

30ページをお願いします。

番号14、地区 明合、申請地 安濃町田端上野西観____、登記地目・
現況地目とも畑、面積 360㎡ 外2筆、合計面積 1,120㎡、受人 _____、渡人 _____ 外1名。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.33㎡、パネル設置率は、37.95%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号15、地区 明合、申請地 安濃町田端上野西観____、登記地目・
現況地目とも畑、面積 178㎡ 外3筆、合計面積 1,122㎡、受人 _____、渡人 _____。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、432.33㎡、パネル設置率は、38.53%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は15件、合計面積は19,156㎡で、このうち田が11,871㎡で畑が7,285㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 高茶屋、お願いします。

下井委員 3番下井です。先般、関係者と現地確認して特に問題ありませんでした。

議長 番号2、番号3 地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。7日に関係者で現地確認いたしました。問題ございませんので、よろしくお願いします。

議長 番号4、地区 一身田、お願いします。

田村委員 4番田村です。10月7日に現地確認を行いました。_____の直ぐそばで排水等も問題なく事務局説明通りで問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長 番号5、地区 黒田、お願いします。

喜多委員 8番喜多です。これも何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。

議長 番号6、地区 雲林院、お願いします。

田中委員 10番田中です。問題ありませんでしたので、よろしくお願いします。

議長 番号7から番号11 地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。10月7日に事務局と推進委員の方と現地確認をしました。いずれも耕作放棄地で、中には大変荒れているところもあります。この場所を太陽光発電施設にするということで、7番、8番、9番、10番、11番まで問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

議長 番号12から番号15、地区 明合、お願いします。

平松委員 12番平松です。現地確認をしまして、周囲も太陽光発電施設になっておりまして、問題ないということでよろしくお願いします。

議長 番号1から番号15について、地元委員さんから、異議のなしということでした。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございました。それでは異議なしと認め、議案第3号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	31ページをお願いします。 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（賃貸借権）でございます。 番号1、地区 栗真、申請地 栗真中山町西浦_____、登記地目・現況地目とも田、面積 623㎡の内170㎡ 外1筆、合計面積 200㎡、借人_____、貸人_____。 これにつきましては、申請地を7か月間、仮設現場事務所用地として一時転用するものです。農地区分は、農用地区域と判断されます。 以上、件数は1件で、合計面積は200㎡で、すべて田でございます。 この案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。 番号1、地区 栗真、お願いします。
水谷委員	23番水谷です。ただいま説明していただいた通り、問題ないと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	番号1について、地元委員さんから、異議なしという発言がありました。皆さんいかがでしょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	それでは異議なしと認め、議案第4号について、許可をすることに決定いたします。 次に議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）、事務局の説明をお願いします。
事 務 局	32ページをお願いします。 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（使用貸借）でございます。 番号1、地区 安東、申請地 河辺町亀垣内_____、登記地目 畑、現況地目 宅地、面積 343㎡、借人_____、貸人_____。 これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。 令和6年9月頃から建築工事に着手していた旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

都計法43条との同時許可となります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明、申請地 芸濃町中縄藤廻井____、登記地目・現況地目とも畑、面積 120㎡、借人 ____、貸人 ____。
これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものです。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は463㎡で、すべて畑でございます。
いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1 地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊でございます。7日に関係者と確認いたしました。問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号2 地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。10月7日に関係者で現地確認をしました。家を新築するために宅地に、ということのようで、特に問題ないと判断しました。よろしくお願いします。

議 長 番号1と2について、地元委員さんから、異議なしということでした。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第5号について、許可をすることに決定いたします。
次に議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）、事務局の説明をお願いします。

事務局 33ページをお願いします。
議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（地上権）でございます。
番号1、地区 安東、申請地 河辺町鎌倉____、登記地目・現況地目とも田、面積 466㎡ 外7筆 合計面積 5,531㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____ 外1名。
これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。
パネル設置面積は、4,904.56㎡、パネル設置率は、52.58%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明、申請地 芸濃町中縄山新田____、登記地目・現況地目とも畑、面積 975㎡、地上権者 ____、地上権設定者 ____。これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、407㎡、パネル設置率は、38.7%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で、合計面積は6,506㎡で、このうち田が5,531㎡で畑が975㎡でございます。

いずれの案件につきましても、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。地元委員の意見を伺います。
番号1、地区 安東、お願いします。

川邊委員 2番川邊です。7日に関係者の方と確認いたしました。問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 番号2、地区 明、お願いします。

竹尾委員 9番竹尾です。この件につきましても7日に関係者で現地確認をしました。現在畑ですけど、耕作放棄地になっている所です。特に問題ないと判断しましたのでよろしくお願いします。

議 長 番号1と番号2について、地元委員さんから、異議のない旨の発言でございます。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 それでは異議なしと認め、議案第6号について、許可をすることに決定いたします。

次に別冊でお配りしました、議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定についてです。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第5号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。

それでは、資料の1ページ、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。

各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。

まず、津地区をご覧ください。

田の賃貸借、使用貸借で71,388㎡、畑の賃貸借、使用貸借で4,32

8 m²、契約件数は15件でございます。

河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7,585 m²、契約件数は3件でございます。

安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で22,673.62 m²、畑の賃貸借で3,881 m²、契約件数は7件でございます。

芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7,001 m²、契約件数は3件でございます。

美里地区につきましては、田の使用貸借で3,216 m²、契約件数は1件でございます。

香良洲地区につきましては、該当がございませんでした。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて111,863.62 m²、畑の集積は、賃貸借、使用貸借を合わせて8,209 m²、合計契約件数は29件、合計面積は120,072.62 m²となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は津地区10件、安濃地区5件、芸濃地区2件で合計17件、合計面積は54,773.62 m²でございます。

なお、認定農業者への集積率は、件数で58.6%、面積で45.6%となっております。

続きまして、「農地中間管理事業」を利用した案件についてご説明いたします。

人・農地プランの作成が要件となっている新規のものについて、「農用地利用集積計画の概要」の整理番号の左側欄外にアルファベットの「N」を記載していますが、今回は該当がございませんでした。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、2枚目からの「農用地利用集積計画の概要」でございます。

今回の利用集積計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件はございますので、ご審議いただくにあたりまして、ご配慮いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

今回の案件のうち、始めに、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、ご審議をお願いします。

整理番号3-2、3-3、3-4についてです。

_____委員、一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 この件についていかがでしょうか。

3-2 該当P25

3-3 該当P26

3-4 該当P27

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。
入室してください。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。
皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。これらの案件につきましても適正であると認め、市長に進達することにいたします。よろしくお願いします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第10回第1農地部会を終了いたします。

午前10時45分

令和6年10月16日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____